

沖縄県特別会計設置条例の一部を改正する条例

沖縄県特別会計設置条例（昭和47年沖縄県条例第45号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次の1号を加える。

17 沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計	小規模企業者等設備導入資金の貸付事業及び中小企業高度化資金の貸付事業に関すること。	一般会計繰入金、借入金、貸付金償還金、繰越金及び附属諸収入	小規模企業者等設備導入資金貸付事業費、中小企業高度化資金貸付事業費、一般会計繰出金、借入金償還金及び利子並びにその他の諸支出
-------------------------	---	-------------------------------	--

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計（以下「旧特別会計」という。）に属する権利義務は、改正後の別表第1の規定により設置された沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計（以下「新特別会計」という。）に帰属するものとする。

3 旧特別会計の平成26年度分の収入及び支出並びに同年度の決算に関しては、なお従前の例による。

4 旧特別会計の平成26年度の決算上生ずる剰余金は、新特別会計の歳入に繰り入れるものとする。

平成27年2月19日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

小規模企業者等設備導入資金助成法が廃止されることに伴い、同法に基づく特別会計により行う事業を引き続き実施するため、沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計を設置する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。